



LEGAL UPDATE

2023年5月

個人データ保護に関する政令第 13/2023/ND-CP 号

政府は、2023年4月17日、個人データ保護に関する政令第 13/2023/ND-CP 号（「13号政令」）を公布した。13号政令は2023年7月1日から施行されている¹。13号政令は、民法、国家安全法、サイバーセキュリティ法などの下位法令として位置付けられるものであり、個人データの定義や個人データ保護原則などの一般的な規定、個人データ主体の権利及び義務、個人データ処理過程における個人データ保護の措置・条件、外国への個人データの移転など多くの重要な内容を定めている。留意すべき主な内容は下表のとおりである。

項目	概要
適用対象 ²	<ul style="list-style-type: none">- ベトナムの機関、組織、個人- ベトナムにおける外国の機関、組織、個人- 海外で活動するベトナムの機関、組織、個人- ベトナムでの個人データ処理活動に直接参加又は関連する外国の機関、組織及び個人
個人データの定義 ³	個人データとは、電子環境上の記号、文字、数字、画像、音又はそれに類似するもので、特定の個人と結び付く、又は特定の個人の識別に役立つデータをいうと定義され、さらに、個人データは、基礎個人データとセンシティブ個人データに区分される。
基礎個人データ	<ul style="list-style-type: none">a) 出生届出上の氏名・ミドルネーム、その他の名（あれば）b) 生年月日、死亡日又は失踪日c) 性別d) 出生場所、出生届場所、戸籍地、一時在留地、現住所、出身地、連絡先e) 国籍f) 個人の写真

¹ 13号政令第 43条 1項

² 13号政令第 1条 2項

³ 13号政令第 2条 1項

⁴ 13号政令第 2条 3項

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



	<p>g) 電話番号、身分証明書の番号、個人識別番号、パスポート番号、運転免許証の番号、車両ナンバープレート番号、個人納税者コード番号、社会保険番号、健康保険カード番号</p> <p>h) 婚姻状況</p> <p>i) 家族関係（父母、子）に関する情報</p> <p>j) 個人のデジタルアカウントに関する情報、インターネット上の活動及び活動履歴を反映する個人データ</p> <p>k) センシティブ個人データではない、特定の個人と結びつく又は特定の個人の識別に役立つその他の情報</p>
<p>センシティブ個人データ⁵</p>	<p>個人のプライバシー権に結びつく個人データであり、それが侵害されると当該個人の合法的な権利及び利益に直接に影響を与えるものと定義され、以下のものが含まれる。</p> <p>a) 政治的な見解、宗教的な見解</p> <p>b) 血液型に関する情報を除く、診療録に記録された健康状態及び私生活</p> <p>c) 人種又は民族的出自に関する情報</p> <p>d) 遺伝又は獲得した個人の遺伝子情報に関する情報</p> <p>e) 個人の物理的属性及び生物学的特徴に関する情報</p> <p>f) 個人の性的な指向・生活に関するデータ</p> <p>g) 法執行機関によって収集・保管された個人の犯罪及び犯罪的行動に関するデータ</p> <p>h) 金融機関、外国銀行支店、決済仲介サービス提供組織その他の権限を与えられた組織の顧客情報（法令に基づく顧客識別情報、口座情報、預金情報、預金資産情報、取引情報、信用機関・銀行支店・決済仲介サービス提供組織における保証人である組織・個人の情報）</p> <p>i) 位置情報サービスを通じて特定された個人の位置データ</p> <p>j) その他法律において、特殊であり、かつ必要な秘密保持措置が求められると規定されるもの</p>
<p>個人データ管理者 / 処理者 / 管理処理者⁶</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 個人データ管理者：個人データ処理の目的及び手段を決定する組織又は個人 - 個人データ処理者：個人データ管理者との契約又は合意書により、個人データ管理者に代わって個人データの処理を実施する組織又は個人 - 個人データ管理処理者：個人データ処理の目的及び手段を決定すると共に、個人デ

⁵ 13号政令第2条4項

⁶ 13号政令第2条9-11項

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



	データを直接処理する組織又は個人
データ主体の権利 ⁷	<ul style="list-style-type: none"> - データ処理に関する同意権、個人データへのアクセス権、個人データ処理停止の要求権、不服申立権、損害賠償請求権等の権利を認めている。 - 一定の権利はデータ主体から権利行使の要求があった時から 72 時間以内に対応を行うことが義務付けられている点には留意が必要である。
データ主体の同意 ⁸	<ul style="list-style-type: none"> - 原則として個人データの処理過程におけるすべての活動には、データ主体本人の同意が必要とされ、①処理される個人データの種類②個人データ処理の目的③個人データ処理を許可された組織及び個人④データ主体の権利及び義務について、データ主体が自発的かつ完全に認識している場合に限り有効とされる。 - データ主体の沈黙や無回答は同意とみなされない。 - データ主体は部分的又は条件付きで同意することができる。 - データ主体の同意は、明確に、具体的には書面、音声、同意ボックスにチェックを入れる形式、同意文をテキスト化する形式、同意のため技術設定を選択する形式、またはこれを示すことができるその他の行為の形式によって表明されなければならない。電子的または検証可能な形式を含む、書面で印刷、複写できる形式で示されなければならない。 - 本人の同意が不要な場合は限定的に列挙されている⁹。
個人データ処理にかかる通知 ¹⁰	<ul style="list-style-type: none"> - 原則として、個人データ管理者は、個人データの処理を行う前に、データ主体に対して、①処理目的②処理目的に関連して使用される個人データの種類③処理方法④処理目的に関連する他の組織及び個人に関する情報⑤発生可能性のある予期せぬ結果及び損害⑥データ処理の開始時間及び終了時間、の事項を含む通知を行わなければならない。 - ただし、データ主体が事前に同意し、又は法令に従い国家機関が処理する場合には、不要である。 - データ主体に対する通知は、書面で印刷又は複写できる様式（電子・検証可能な様式を含む）で表示される必要がある。
個人データ処理影響評価 ¹¹	<ul style="list-style-type: none"> - 個人データ管理者、個人データ処理者（個人データ管理者との契約を履行する場合）、個人データ管理処理者は、個人データ処理の開始以降、データ処理影響評価を実施し、一定の事項を含む個人データ処理影響評価書類を作成し、保管しなければならない。

⁷ 13 号政令第 9 条

⁸ 13 号政令第 11 条

⁹ 13 号政令第 17 条

¹⁰ 13 号政令第 13 条

¹¹ 13 号政令第 24 条

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



	<ul style="list-style-type: none"> - 個人データ処理影響評価書類は、処理実施日から60日以内に、公安省サイバーセキュリティハイテク利用犯罪防止局に送付する必要がある。
その他個人データ処理上の義務・責任 ¹²	<ul style="list-style-type: none"> - 個人データを保護するために、管理上の措置及び技術上の措置を図ること - 個人データ政令に従い実施すべき事項を明記する個人データの保護に関する規程を策定すること - 個人データ処理を行う前に、個人データ処理に使用するシステム・設備機器に対し、サイバーセキュリティ検査を実施すること - 原則として個人データ保護を担当する部門・従業員を指定し、公安省サイバーセキュリティハイテク利用犯罪防止局に通知すること（センシティブ個人データを取扱う場合に限られるとも解釈される） - 個人データ管理者の責任の内容 - 個人データ処理者の責任の内容 - 個人データ管理処理者の責任の内容
個人データの域外移転 ¹³	<ul style="list-style-type: none"> - ベトナム国民の個人データをベトナム国外に移転するには、データ域外移転者（個人データ管理者、個人データ処理者、個人データ管理処理者、第三者）が個人データ域外移転影響評価書類を作成・保存すること等が求められる。 - 個人データ域外移転影響評価書類は、処理実施日から 60 日以内に、公安省サイバーセキュリティハイテク利用犯罪防止局に送付する必要がある。 - データ移転が行われた後に、公安省サイバーセキュリティハイテク利用犯罪防止局に、データ移転に関する情報及び担当する組織・個人の連絡先の詳細を通知する必要がある。
違反発生時の報告義務 ¹⁴	個人データ保護に関する違反（個人データの漏洩を含むと思われる）について、72 時間以内に公安省サイバーセキュリティハイテク利用犯罪防止局に通知（所定様式）することなどが求められる。
違反した場合におけるペナルティ ¹⁵	違反の度合いにより懲戒処分、行政処罰、刑事処罰が科せられる場合がある。ただし、13 号政令においては具体的な定めなし。

¹² 13 号政令第 26 条、第 27 条

¹³ 13 号政令第 25 条

¹⁴ 13 号政令第 23 条

¹⁵ 13 号政令第 4 条

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



本政令の施行（2023年7月1日）で、プライバシーポリシーや情報管理に関する内部規程の作成、見直し、個人データ処理影響評価など種々の対応が必要になる。もっとも、具体的に必要となる対応は、各社の事業内容や業務フロー、現在の情報管理体制等によっても様々であるから、適宜専門家に相談いただき対応にあたることが望ましい。

ご質問は下記まで:

[ホーチミンオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada / 小林亮 Ryo Kobayashi / Nguyen Thi Hong Phuc / Le Thi Bich Tram / Dao Thi Lan Anh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada / 小幡葉子 Yoko Obata / Le Phuong Lan / Nguyen Le Tram / Nguyen Thu Huyen / Le Duc Son

Tel: +84-24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.